

佐市地政第340号  
令和2年9月4日

佐賀市地域振興部長

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部改正について

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は1年」を「若しくは1年」に改め、「就いている者」の次に「又は個人事業者」を加え、同号ア中「就労」の次に「又は開業」を加える。

第4条第3項第2号中「又は戸籍の附票」を「、戸籍の附票」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 就労証明書（様式第2号）（個人事業者にあつては、開業届出済証明書）

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。